

新テロ特措法 成立！

テロとの戦いを続けるために

1月11日、新テロ対策特別措置法が衆議院本会議において再可決され、成立しました。これにより海上自衛隊は、早ければ1月下旬にも日本を出発し、インド洋での対テロ海上阻止活動を行う外国の艦船に対する海上給油活動を再開します。

旧テロ特措法に基づいた日本の対テロ協力支援活動は、ニューヨーク9・11テロ直後の平成13年11月から昨年11月まで、実に6年間にわたってインド洋での海上補給活動を中心に行われてきました。しかし昨年11月に旧テロ特措法は失効し、海上自衛隊はインド洋から撤退しました。日本の対テロ協力支援活動は、テロとの戦いを続ける国際社会との約束であり、日本の国際社会の一員としての責務です。今回ようやく新テロ特措法が成立しましたが、海上自衛隊の活動再開までに実に3ヶ月以上の空白が生じました。与党は、空白期間が一日でも短くなるように、それでいて十分な審議が行われるように衆議院において連日この法案の審議を続け、11月13日に衆議院で可決しました。ところが野党が過半数を占める参議院では、衆議院から法案が送られた後も一向に審議が行われず、やっと審議が始まった後でも、連日審議を行うよう

(裏面に続きます)

な真剣さもなく、無責任に時間ばかりが経過するという状況でした。

野党が重い腰を上げ、参議院で新テロ特措法の採決が行われたのは、憲法の規定する期限最終日でした。野党の参議院での審議を見る限り、もっと早く採決を行うことができたはずです。無駄に日程を引き延ばし、採決を遅らせたことで余計に活動停止後の空白期間が長くなりました。期限ぎりぎりの1月11日、法案はまず参議院で否決され、そして衆議院で与党の賛成多数により再可決され、ようやく新テロ特措法が成立しました。

日本国憲法では、今回のように衆議院と参議院の意見が異なり重要な法案の成立が難しい場合、衆議院の議決を重視する「衆議院の優越」という条項があります。通常法律の議決の他にも予算や総理大臣の指名、条約の批准などで衆議院の優越性が認められています。とは言え、あくまで法律案の成立は、衆議院と参議院両方の議院で可決して成立することが基本です。しかし今回、政府与党が再可決してまでこの法案の成立に拘ったのは、何より世界中の人々がテロの脅威に怯えることなく安心して生活できるように、日本が国際社会と協調してテロとの戦いを継続するという強い決意からです。国際社会がテロとの戦いを続ける中で、日本だけ何もせずにその恩恵だけを受けることはできません。日本も今の日本にできる精一杯の国際貢献をすべきだと考えるからです。

今後は、補給支援活動を誠実かつ確実に実行し、国際社会の信頼に応え、活動の透明性を高め、国会への報告、可能な限りの情報の開示などを通じて、海上自衛隊の補給支援活動の重要性、必要性を一人でも多くの国民に理解してもらえるように努力することだと考えます。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000 FAX:045(323)2974

E-mail: g00833@shugiin.go.jp <http://www.hachirou.com>